

議案第265号

公有水面の埋立てについて（此花区北港白津1丁目、北港緑地1丁目及び北港緑地2丁目地先）

次の公有水面の埋立てについて、異議のない旨、大阪港港湾管理者に回答する。

- 1 出願人 大阪府中央区大手前1丁目5番44号
国土交通省近畿地方整備局
代表者 近畿地方整備局長 谷本 光司
- 2 埋立区域
 - (1) 位置 大阪府此花区北港白津1丁目、北港緑地1丁目及び北港緑地2丁目地先公有水面
(別図のとおり)
 - (2) 面積 602,469.90平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 位置 大阪府此花区北港白津1丁目、北港緑地1丁目及び北港緑地2丁目地先公有水面
(別図のとおり)
 - (2) 面積 829,351.22平方メートル
- 4 埋立地の用途 ふ頭用地、保管施設用地、道路用地、危険物取扱施設用地及び緑地

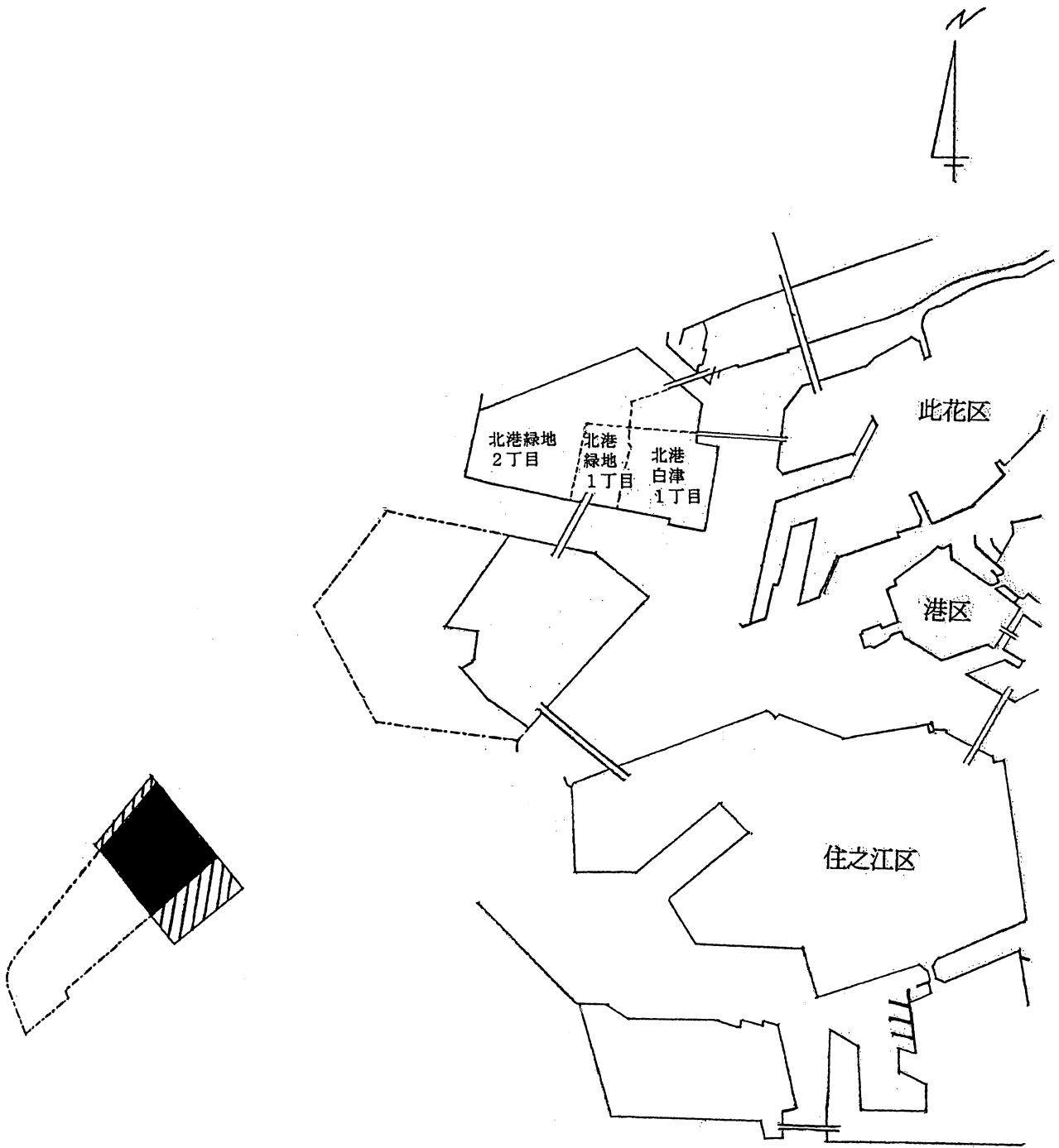
平成24年11月 6 日提出

大阪市長 橋 下 徹

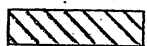
説 明

大阪市此花区北港白津 1 丁目、北港緑地 1 丁目及び北港緑地 2 丁目地先公有水面埋立承認の
願に伴い、大阪港港湾管理者が公有水面埋立法第42条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項
の規定に基づき、別紙のとおり大阪市長の意見を求めてきたので、これに回答するためこの案を
提出する次第である。

別図



埋立区域



} 埋立てに関する工事の施行区域

(別 紙)

大港湾第1557号

平成24年10月19日

大阪市長 橋 下 徹 様

大阪港港湾管理者 大 阪 市

代表者 大阪市長 橋 下 徹

公有水面の埋立てについて（諮問）

平成24年9月20日付けで国土交通省近畿地方整備局から、大阪市此花区北港緑地1丁目1番、2丁目1番1、北港白津1丁目1番1の地先公有水面埋立承認の出願がありましたので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第3項において準用する同法第3条第1項の規定に基づき、貴職の意見を得たく諮問します。

なお、平成24年11月30日までに御回答願います。

添付書類省略

(参 考)

公有水面埋立法 (抄)

第3条 都道府県知事ハ埋立ノ免許ノ出願アリタルトキハ遅滞ナク其ノ事件ノ要領ヲ告示スルト
トモニ前条第2項各号ニ掲グル事項ヲ記載シタル書面及関係図書ヲ其ノ告示ノ日ヨリ起算シ3
週間公衆ノ縦覧ニ供シ且期限ヲ定メテ地元市町村長ノ意見ヲ徴スベシ但シ其ノ出願ガ却下セラ
ルベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

省 略

市町村長第1項ノ規定ニ依リ意見ヲ述ベムトスルトキハ議会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第42条 国ニ於テ埋立ヲ為サムトスルトキハ当該官庁都道府県知事ノ承認ヲ受クヘシ

省 略

第2条第2項及第3項、第3条乃至第11条、第13条ノ2(埋立地ノ用途又ハ設計ノ概要ノ変更
ニ係ル部分ニ限ル)乃至第15条、第31条、第37条並第44条ノ規定ハ第1項ノ埋立ニ関シ之ヲ準
用ス但シ第13条ノ2ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クベキ場合ニ於テハ之ニ代ヘ
都道府県知事ノ承認ヲ受ケ第14条ノ規定ノ準用ニ依リ都道府県知事ノ許可ヲ受クヘキ場合ニ於
テハ之ニ代ヘ都道府県知事ニ通知スヘシ

港湾法 (抄)

(他の法令との関係)

第58条 省 略

2 公有水面埋立法の規定による都道府県知事の職権は、港湾区域内又は港湾区域内の公有水面
の埋立てに係る埋立地については港湾管理者(河川区域内における港湾区域内又は港湾区域内
の公有水面の埋立てに係る埋立地については都道府県知事及び港湾管理者)が行う。

3-4 省 略